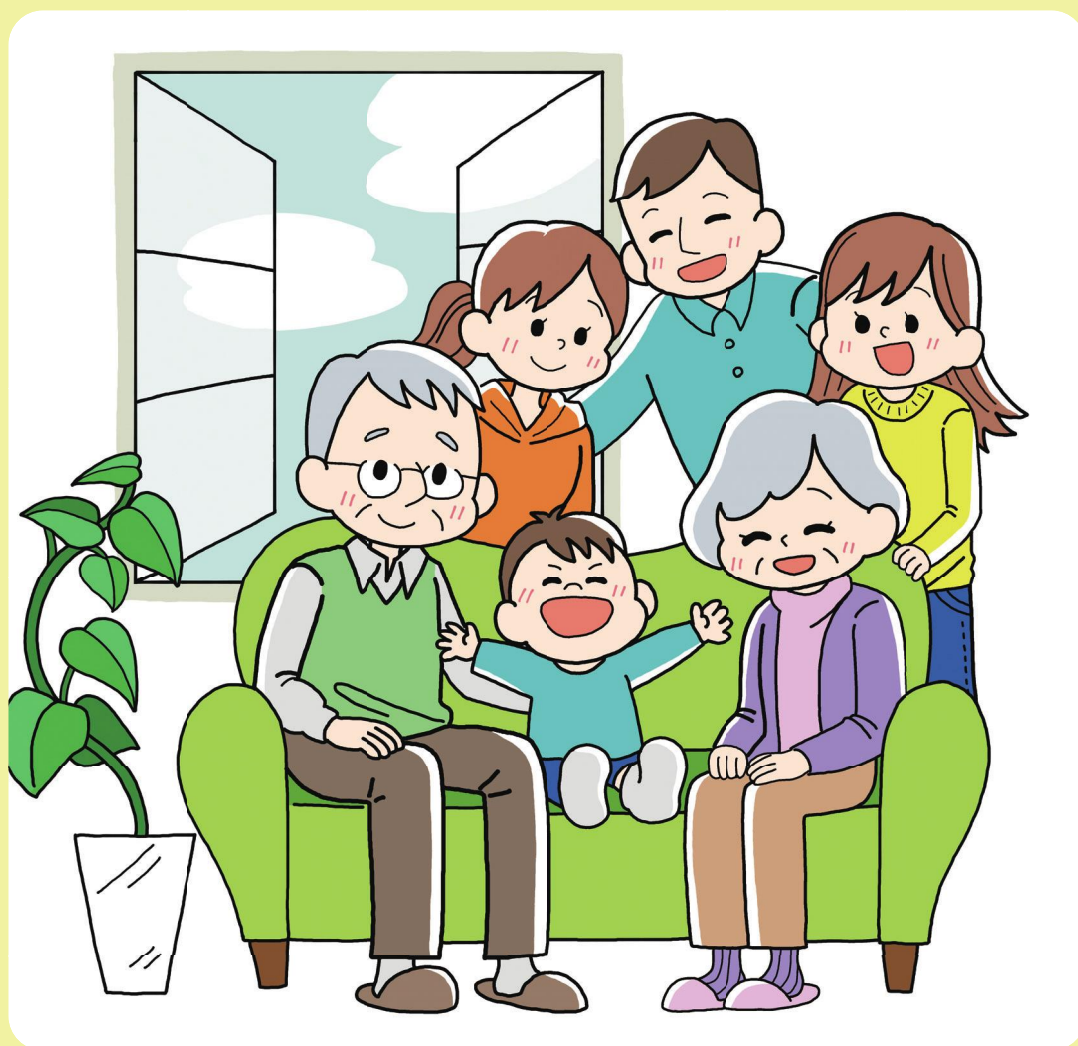


# いきいき高齢者プランまいばら

## 第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画

令和3年度 ▶ 令和5年度



令和3年3月

米原市

# 「第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を策定しました。

## 計画策定の背景

市では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、地域の社会資源を活用しながら、介護サービスの確保に留まらず、医療、介護、介護予防、住まいおよび自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の充実を図っているところです。

本市は、高齢者数が大幅に増加しないものの、介護を必要とする後期高齢者数は今後も増加していくと予測されます。また、ひとり暮らしや高齢者世帯は増加を続けており、日常生活の支援や見守りが必要となります。

このため、介護保険サービスの利用者は増加し、給付費が急増してきており、介護保険制度の安定した運営の確保が必要となっています。また、介護予防・重症化予防の推進、認知症施策の充実、医療と介護の連携強化、8050問題など複合化した課題への対応、介護人材の確保に加え、災害や感染症への対策など多くの課題があります。

このような現状や課題を踏まえ、高齢者施策の一層の推進を図るため「いきいき高齢者プランまいばら（第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画）」を策定しました。

\* 地域包括ケアシステムとは、たとえ介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域において生活し続けられるよう、①介護、②医療、③予防、④生活支援、⑤住まいを一体化して提供していくという考え方です。

## 計画の位置づけ

●この計画は、老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画と介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を一体的に策定したものです。介護だけでなく、高齢者の健康・生きがいづくり、介護予防、地域福祉、防災、権利擁護など高齢者施策全般にわたる計画です。

## 計画の期間

●令和3年度から令和5年度までの3年間です。ただし、団塊の世代全てが75歳以上となる令和7年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年の見込みについても推計を行っています。

## 米原市が目指す高齢社会の姿

この計画では、必要な介護や医療のサービスの確保に加え、それに関わる多職種、多機関・団体が連携し、地域住民をはじめとした地域の福祉力の向上を図り、地域包括ケアシステムを強化していくことにより、地域に暮らす人たちがともに支え合う「地域共生社会」の実現を目指していきます。

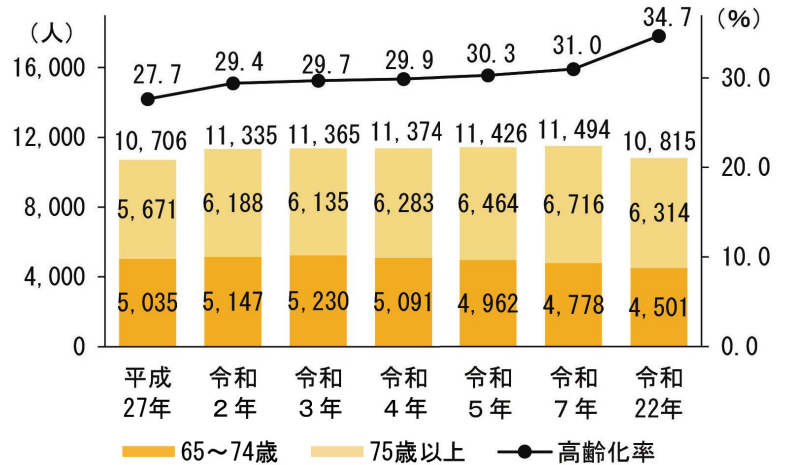


# 米原市の高齢者の状況

## □ 高齢者人口

令和2年10月1日の米原市の高齢者人口（65歳以上人口）は11,335人、高齢化率は29.4%です。

65～74歳の前期高齢者は、令和3年度をピークとして減少に転じますが、75歳以上の後期高齢者は、令和7年度においても増加が見込まれます。

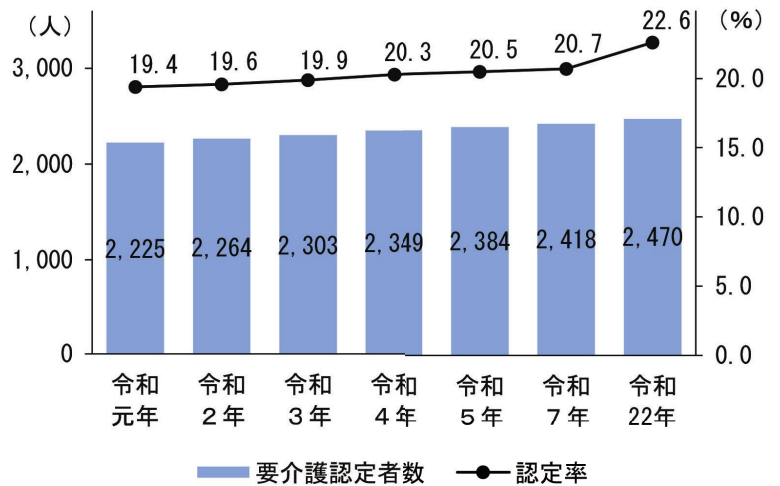


<資料>平成27年は「国勢調査」、令和2年は10月1日の住民基本台帳、令和3年以降は推計。

## □ 要介護認定者

要介護認定者数は令和2年9月末現在2,264人、認定率は19.6%です。

要介護認定者数は今後も増加を続け、令和5年度は2,384人、令和7年度は2,418人、令和22年度には2,470人となる見込みです。



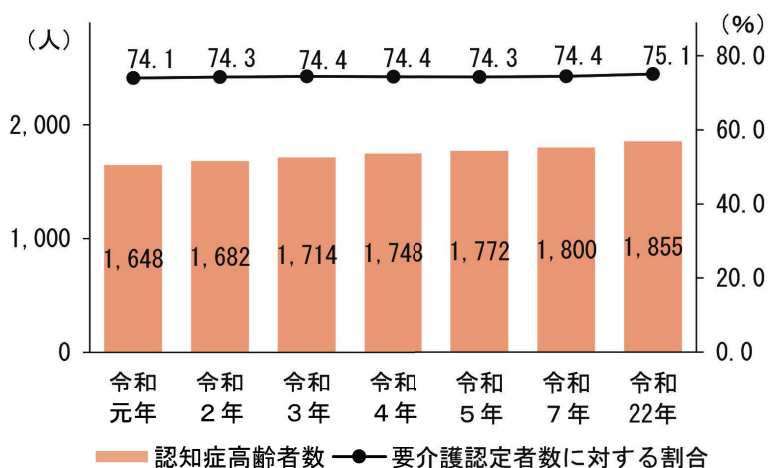
(注) 認定率=65歳以上の要介護認定者数 ÷ 高齢者数

<資料>令和2年までは9月末現在、令和3年以降は推計。

## □ 認知症高齢者

令和2年9月末現在、要介護認定者2,264人のうち、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」がランクⅡ以上の人（40～64歳含む）は1,682人で、74.3%を占めています。

令和3年度以降も、要介護認定者のうち認知症高齢者の割合は、横ばいで推移すると見込まれます。

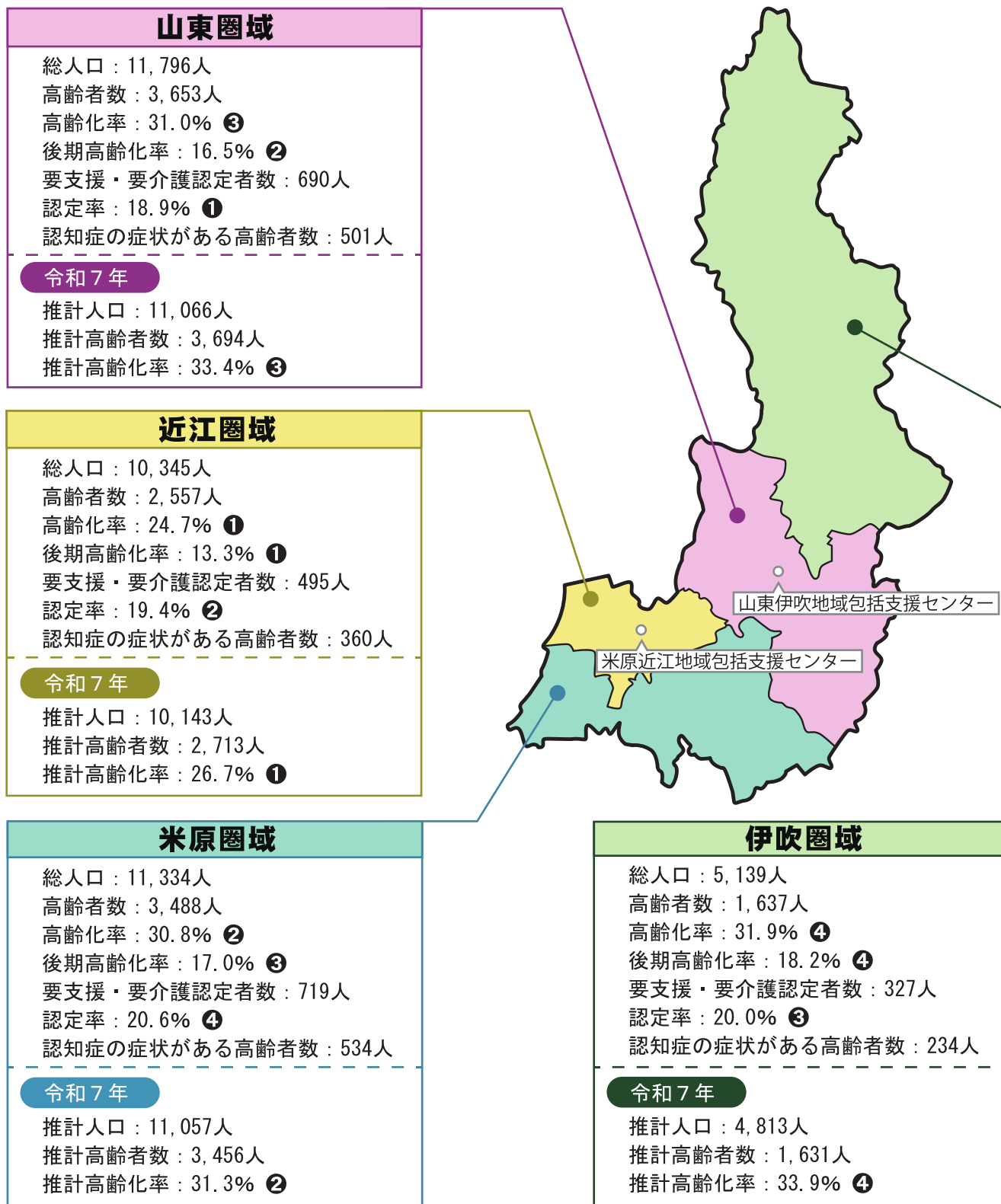


<資料>令和2年までは9月末現在、令和3年以降は推計。



# 日常生活圏域の設定

<日常生活圏域とは> 市町村が、住民が日常生活を営んでいる地域として地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付対象サービスを提供するための施設の整備、その他の条件を総合的に勘案して定める区域のことです。



(注)：○囲み数字は低い方からの順位。

資料：「総人口」「高齢者数」は令和2年10月1日の住民基本台帳、「要支援・要介護認定者数」「認知症の症状がある高齢者数」はくらし支援課調べ（令和2年10月1日現在）。令和7年は推計。

# 施策の体系

基本理念の実現に向け、次の5つの基本方針に基づいて施策を推進していきます。

## 基本理念

住み慣れた地域でともにつながり支え合い  
自分らしく安心して暮らせるまちまじばら

## 基本方針

### ① いつまでも元気でいきいきと活躍するために

◆健康診査等の実施 ◆発症予防・重症化予防 ◆生きがい・社会参加の促進

### ② 住み慣れた地域で暮らし続けるために

◆介護予防の充実 ◆生活支援サービスの充実 ◆地域福祉の推進  
◆防災・防犯・安心の体制づくり ◆外出の支援 ◆家族介護者への支援 ◆感染症対策

### ③ 地域包括ケアを推進するために

◆地域包括支援センターの機能強化 ◆ケアマネジャー・サービス事業者への支援  
◆権利擁護の促進 ◆地域包括ケアシステムの推進 ◆在宅医療・介護の体制整備

### ④ 認知症になっても安心して暮らせるために

◆症状に応じた適時・適切な医療・介護等の提供 ◆認知症家族介護者への支援  
◆認知症の理解促進とやさしい地域づくり

### ⑤ 介護保険事業の持続的な運営のために

◆介護サービスの充実 ◆サービスの質の確保・向上と適正な利用 ◆人材の確保

## 基本方針① いつまでも元気でいきいきと活躍するために

健康寿命を延伸し、生活の質の向上を図るため、各種健診の目的・生活習慣病予防の重要性などの周知、各種検診の受診促進、重症化予防に取り組みます。

また、高齢者が元気で暮らしていくために、働く喜びと生きがいづくりの場（機会）の充実を図り、高齢者の社会参加を促進します。



## 基本方針② 住み慣れた地域で暮らし続けるために

身近な地域での取組を進め、介護予防事業等の更なる推進を図ります。

また、個々の生活課題に対してきめ細かく対応できる、NPO法人やボランティアによるサービス、地域住民による見守りや支え合いの取組を促進し、公的なサービスと併せて高齢者の生活を支援します。

さらに、災害や感染症への対応に取り組み、安心して暮らせる地域づくりを推進します。

## 基本方針③ 地域包括ケアを推進するために

介護はもちろん、複合化・複雑化するさまざまな地域の課題に対応するため、地域包括ケア体制の中核となる地域包括支援センター機能の充実と関連機関等との連携の更なる強化を図り、包括的な相談・支援の充実を図ります。

保険者・地域包括支援センターが中心となり、地域ケア会議を活用して、関係職種レベルアップ、会議を通して見えてくる地域課題の解決に向けて取り組みます。

さらに、医療ケアや在宅看取りへ対応するための在宅医療・介護の連携、高齢者・障がい者が安心して暮らすための成年後見制度の体制強化など権利擁護を推進します。

## 基本方針④ 認知症になっても安心して暮らせるために

最重要課題の一つである認知症施策については、早期診断・早期対応の体制整備、医療・看護・介護等関係者の専門性の向上、家族介護者への支援、地域住民の理解と協力などに取り組み、認知症になっても安心して暮らせるやさしい地域づくりを推進します。

## 基本方針⑤ 介護保険事業の持続的な運営のために

介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らせるよう在宅介護サービスの充実を図ります。

さらに、保険者機能の強化として地域課題の分析・評価を行い自立支援・重度化防止に取り組みます。また、介護給付適正化事業を推進するほか、人材の確保・育成等に必要な支援策を検討します。

# 重点的な取組

第8期計画においては、次の課題に力点を置いて取り組みます。

## 重点施策① 介護予防・健康づくりの推進と地域の通いの場の拡充

生きがい、介護予防につながるよう「地域お茶の間創造事業」を中心として、住民主体による身近な地域の居場所づくりと地域の支え合い活動を推進します。また、介護予防サポーター（ご近所元気にくらし隊員）を養成し、居場所づくりの内容を充実させていきます。

## 重点施策② 災害・感染症対策

大規模な自然災害や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、高齢者福祉・介護保険サービスを継続するため、備えの強化を図ります。また、閉じこもりなどによる2次健康被害の防止に努めます。

## 重点施策③ 包括的な相談・支援体制の充実

地域型地域包括支援センターを、地域の包括的な相談支援の中核の一つとして充実させ、市は総合調整や後方支援等の基幹型地域包括支援センター機能を担い、地域包括支援センターの機能強化を図ります。また、複合化・複雑化した課題にも適切に対応できるよう、「地域共生社会」の実現に向けた「重層的支援体制整備事業」に取り組んでいきます。

## 重点施策④ 総合的な認知症施策の推進

認知症施策推進大綱で示されている、①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援の拡充を図り、認知症になっても住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けられるまちづくりの実現を推進します。また、介護保険サービスだけでなく、認知症になっても就労や生きがい、役割を持った生活を持続できるよう、認知症サポーター等を活用した活動の促進と地域づくりを推進します。

## 重点施策⑤ 人材の確保

介護人材の確保が難しい状況の中、奨励金等の制度の周知、事業所の説明会の開催など、県、近隣市町、事業所等と連携して介護保険サービスを担う多様な人材の確保に努めていきます。

# 第1号被保険者の保険料

## 本計画期間の介護保険事業費の見込み

単位：千円

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
標準給付費見込額	4,182,152	4,253,691	4,318,348	4,458,165	4,613,734
総給付費	4,007,503	4,087,700	4,149,947	4,287,217	4,439,191
特定入所者介護サービス費等給付額	86,365	77,035	78,157	79,341	81,003
高額介護サービス費等給付額	78,189	78,699	79,839	81,045	82,755
高額医療合算介護サービス費等給付額	5,644	5,734	5,817	5,905	6,030
算定対象審査支払手数料	4,451	4,522	4,588	4,657	4,755
地域支援事業費	183,162	185,638	185,789	190,970	179,735
合計	4,365,314	4,439,329	4,504,137	4,649,135	4,793,469



## ★ 所得段階別介護保険料（第1号被保険者）

所得段階	区 分		基準額に対する割合	保険料	
				年 額	月 額
第1段階	世帯：市民税非課税 本人：市民税非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者 合計所得金額＋課税年金収入が80万円以下の人	0.30	24,480円	2,040円
第2段階		合計所得金額＋課税年金収入が80万円を超え 120万円以下の人	0.50	40,800円	3,400円
第3段階		合計所得金額＋課税年金収入が120万円を超える人	0.70	57,120円	4,760円
第4段階	世帯：市民税課税 本人：市民税非課税	合計所得金額＋課税年金収入が80万円以下の人	0.90	73,440円	6,120円
第5段階		合計所得金額＋課税年金収入が80万円を超える人	1.00	81,480円 〈基準額〉	6,790円
第6段階	本人：市民税課税	合計所得金額が45万円未満の人	1.15	93,720円	7,810円
第7段階		合計所得金額が120万円未満の人	1.20	97,800円	8,150円
第8段階		合計所得金額が210万円未満の人	1.30	105,960円	8,830円
第9段階		合計所得金額が260万円未満の人	1.50	122,280円	10,190円
第10段階		合計所得金額が320万円未満の人	1.60	130,440円	10,870円
第11段階		合計所得金額が500万円未満の人	1.80	146,760円	12,230円
第12段階		合計所得金額が800万円未満の人	2.10	171,120円	14,260円
第13段階		合計所得金額が800万円以上の人	2.20	179,280円	14,940円

第8期における第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料基準額は、月額6,790円とします。

負担能力に応じたきめ細かな保険料となるよう、保険料は13段階に設定しています。

※保険料は軽減措置後の保険料額を表記しています。（第1段階～第3段階）

発行者 米原市

編集 健康福祉部くらし支援課

〒521-0292 米原市長岡1206番地